
セッション 1.

“文化財”のジャンルとレスキュー活動

救わなければいけなかったのは何だったのか：私たちにできた事；できなかった事
(地域における文化財概念の広がり；参加組織の広がり)

コーディネーター	山梨絵美子	東京文化財研究所
討論者	川鍋 道子	国立国会図書館
	栗原 祐司	京都国立博物館
	佐藤 大介	宮城歴史資料保全ネットワーク（東北大学）
	田中 康成	奈良文化財研究所
	福島 幸宏	全国歴史資料保存利用機関連絡協議会 東日本大震災臨時委員会（京都府立総合資料館）
	真鍋 真	国立科学博物館

セッション趣旨

自然災害による損壊は被災地の人、物すべてにおよびます。平常時に人々の共有意識として働いている文化財の分類や作業システムを活かして大規模な自然災害に対応するには、事前に供えておくべき知識や情報があることが、東日本大震災の文化財レスキュー現場では随所で明らかになりました。文化財レスキューのために現場に入った際、おそらく誰もが、何をどの範囲まで救えばよいのか、戸惑ったのではないのでしょうか。津波によって、多くのものが平常時にあった場所から移動してしまい、文化施設の中にあるものだけが対象となったわけではない、ということもありました。それ以上に、現場で救出してほしいといわれるものの範囲が、レスキュー隊メンバーの専門とする分野よりも予想外に広がったということがあります。行政的な「文化財」の範囲と、実際に人々が「文化財」と思うものの齟齬も浮かび上がってきました。日本の文化財は人文系、自然史系に分かれ、その中でも更に細分化されています。博物館、美術館などの所蔵品だけが文化財であるわけでもありません。

平常時の専門性をいかしつつ、広範囲の文化財レスキューを速やかに行うにはどうしたらよいのか。これは3日間の公開討論会全体におよぶ問題ですが、このセッションでは、今回、救出した文化財の分野の広さを確認し、それらを救える人々のいるところ、つまり文化財を扱う諸機関、団体の全体の中での位置づけを確認したいと思います。

アンケート

1) 何を助けようとしてレスキューに参加したか？

- ◇ 山梨：実際にレスキューに赴いたのは陸前高田市立博物館被災美術品、宮古市役所被災美術品、および福島県放射能汚染警戒区域内文化施設所蔵品のレスキューであった。前2者は美術品、福島県では総合博物館の所蔵品を助けようとして参加した。当

初を振り返ると、自然史系資料は自らの文化財概念には入っておらず、限られた範囲の文化財をレスキュー対象と考えていた。

- ◇ 川鍋：典籍、古文書等紙資料
 - ◇ 栗原：文化財レスキュー事業は、当初からいわゆる文化財保護法上の「文化財」だけではなく、公文書や自然史系資料、さらにはアルバムや位牌なども対象に考えていた。「被災文化財等」の「等」という文言は、まさにそういう意味なのだが、それらが被災地の教育委員会や現場に十分に伝わらなかったことは残念だと考えている。ある意味、行政の縦割りの制約があったことは否めず、今後の大きな課題である。
 - ◇ 佐藤：震災で被災した歴史資料。特に個人が所蔵している未指定のものは行政の手が回らないと考え優先的に対応することとした。

個人宅での歴史資料は、土蔵などそれ自体が日本の伝統技術で建造されている建物に、古文書、古美術品、民具が一体となって保存されている。それらを可能な限り総体として救出・保全する事を目指した。
 - ◇ 田中：文化財…歴史上又は芸術上などの価値が高い、あるいは人々の生活の理解のために必要な全ての文化的所産（一般的に「文化遺産」といわれているもの）。

※一般的に、「文化財」というと国や地方公共団体により指定などを受け、保護の措置を図られているものを指すと捉えられがちであるが、今回、「文化財等」とすることで、本来の法が指す「文化財」の趣旨がよく伝わったのではないかと思う。
 - ◇ 福島：被災した地域社会
 - ◇ 真鍋：自分の専門とする化石、岩石について、自分の専門知識を活かしてお手伝いが出来ないかと思って出かけたが、津波の被害を受けた博物館ではヘドロ状の堆積物の中から回収されるもの全てが対象となった。
- 2) レスキュー活動に参加して体験したことは想定内だったか？
- ◇ 山梨：陸前高田市、宮古市については、被災状況が想定外であった。陸前高田市博被災美術品は特にカビがひどかった。総合博物館である同館において美術品だけが残されたことにも驚いた。福島県では館内の放射能汚染の低さに驚いた。また、レスキュー日報によって文化財が想定外に広いことに驚かされた。
 - ◇ 川鍋：想定内であった（漫画雑誌状態調査、郷土資料安定化処理、古文書安定化処理支援を行った）。
 - ◇ 栗原：当初は、少なくとも岩手、宮城、福島の各県教育委員会に現地本部を設置してレスキュー活動が展開されることを想定していたが、福島県は仕方ないとしても自

治体によって対応に差があり、必ずしも公文書や自然史関係資料まで目配りが行き届かない事例があったのは残念である。一方で、史料ネットワーク等による独自のレスキュー活動が展開され、自然史関係も西日本自然史系博物館ネットワーク等の活動によってボランティアな活動が行われたのは救われる思いがする。これらの団体等との日頃のネットワークの重要性を痛感した。

職員派遣旅費等の捻出が苦しくなることは当初から懸念していたが、震災発生が年度末であり、新年度予算や補正で対応は可能な部分はあるだろうと考えていた。

石巻でパルプ等の除去に膨大な時間が費やされたことや、被害が広域にわたりレスキュー活動が長期間化したことは想定外であった。

◇ 佐藤：

<想定内>

- ・震災「前」の活動の有効性。所在確認リスト、デジタルカメラによる史料撮影（今回、原本が消滅したのも、データは残った）。震災「前」に活動を行っていた地域では、一連の活動において所蔵者および市民、行政と親密な関係ができており、そのことが大きな意義を持った。

<悪い想定外>

- ・自分自身と、活動の本部自体が被災した。
- ・ガソリン不足で一ヶ月間現地での活動ができなかった。

<よい想定外>

- ・文献史学の専門家中心の活動だったが、地元および全国の関係者との交流により、「歴史資料・文化財」として対応出来る被災物件の幅が広がった。
例) 着物／レコード／刀剣／近代の野紙 など
- ・全国からの多数のボランティア参加を得た。
- ・市民ボランティアの活動領域のとして、歴史資料・文化財保全が大きな可能性があるということを知る事ができた。

◇ 田中：現地に行つての参加は行っていないが、活動全体を見た場合は、想定内の活動であったと思っている。特に、美術工芸品だけでなく、民俗資料、記念物がレスキューの対象になっただけでなく、実際にレスキューされたことが良かったと思う。

◇ 福島：被災地の困難な状況とその後の復興のスピードの遅さが想定外。また、団体内部や団体間での思いがなかなか一致しなかった点が自省をこめて想定外であった。

◇ 真鍋：被災地の被害はもとより、文化財レスキューに従事する人たちの作業環境・仕事量はマスコミで見聞する範囲を遥かに越えていたし、現在も地道な努力が続けられていることも、十分に周知されていないと感じている。また、自然史資料が劣化の速度が速く、優先されるべき資料であることも想定外だった。

3) 問題点

- ◇ 山梨：陸前高田市博については美術品のみが7月までレスキューされなかったこと。福島県については放射能汚染への対応を決めるのに時間がかかったこと。救援対象施設の所蔵品リストがなく、物の種類と物量が不詳だったこと。
- ◇ 川鍋：職員派遣旅費等の捻出（平成23年8月以前）
- ◇ 栗原：文化財レスキュー事業発足に際して参考にした阪神淡路大震災の際の文化財レスキューに関する資料がしっかりアーカイブされていなかったことから、今回は事業そのものの記録が必要である。

自然史資料や公文書のレスキューについて、関係団体と十分な意思疎通ができなかったのは残念であり、日頃からのMLAの連携が必要であると痛感している。

被災文化財の救援に関しては、専門家以外の方々や諸外国の機関・博物館の協力要請が寄せられたが、事実上ほとんど対応できなかったことから、窓口を含め今後何らかの形で対応できる体制づくりが必要と考えている。

寄付金に関しては、各方面から多くの寄付が寄せられたものの、民間企業をはじめもう少しファンドレイジングを拡充させる方策があったのではないかと考えている。
- ◇ 佐藤：
 - ・個人所蔵の歴史資料については、所在自体を把握しきれないまま消滅してしまったものも多いことは確実である。また、津波での消滅を免れたものでも、処置不能と判断されて処分されてしまったケースもあった。
 - ・津波で被災した紙媒体の資料への対応。奈良文化財研究所、京都造形芸術大学、東北芸術工科大学（山形史料ネット）、奈良市場冷蔵の善意の協力がなければどうなっていたか。特に、処置前の冷凍保存ができたかどうか、かなり危うい状況だったのではないか。
 - ・保管場所の確保。特に民具類については救出を断念せざるを得ないケースがあった。
- ◇ 田中：史料ネット等の活動により、一部の文化財類型は別であるが、基本的には指定、公的施設での収蔵等、何等かの保護措置がとられている文化財だけの情報しかなかったのではないかと思われる。そのため、レスキューの有無だけでなく、どのような文化財が今回消失してしまったのかについても、正確にはわからないのではないかと思われる。
- ◇ 福島：
 - ・自治体や社会全体で取り組むべき復興支援の対象に文化財等のレスキューが含まれておらず、職員の派遣や予算の手当に大きな障害を残した。
 - ・指定文化財以外の歴史的資料・文化資源等の事前の所在把握とバックアップがやはり不足していたこと。

◇ 真鍋：

- ・自然史資料が文化財レスキューの対象として明文化されていなかった（もしくは周知されていなかった）。
- ・自然史資料と言っても、昆虫、貝類、剥製、植物、化石などそれぞれ安定化処理の方法が異なるが、方法論が確立されておらず、現在行われている作業の妥当性も今後の経年変化をデータ化しないと判断出来ない。
- ・人命救助、遺体捜索などは体制が存在するが、博物館資料に関してはその体制が存在しなかった。資料を救わなくてはならない、資料の残らない地域の復興は有り得ないことが十分に認識されていない。

4) 問題点を解決するためにどのようなことに今後取り組むべきか？

- ◇ 山梨：各文化財関係機関が所蔵品リストを完備し、かつ複数の場所でリストを共有していることが必要である。それによって、被災した場合にどこで何を救わなくてはならないかが把握できる。

レスキュー現場では、各自の専門分野のみならず、広い範囲で文化財をとらえて被災状況を把握することが望まれる。現場スタッフの専門性から、その場では被災した物の救援に当たれないと判断した場合は、適切な専門性を持つスタッフを早急に救援に派遣できるよう、被災状況の情報収集を行い、適切な場所に情報伝達を行うことが望まれる。そのためには、広義の文化財に対応できるよう、各文化財分野の専門集団を擁する組織や団体のネットワークが、自治体レベル、地域レベル、全国レベルで形成されていることが望ましい。

- ◇ 川鍋：関係機関による組織体制があることで、各機関が被災文化財等のレスキューに事業として携わりやすくなることができると考える。

- ◇ 栗原：次なる震災に備えて、日頃からのMLA連携と国際協力のための組織が必要であり、ブルーシールド国内委員会（Blue Shield National Committee）の設置を提案したい。また、自然史標本等の保全に向けて、文化財保護制度と同様の公的保護制度の確立に向けた検討が行われているが、こうした取り組みも重要であるとする。

文化財レスキュー事業の最大の問題点は、基本的に被災地の各県教育委員会の要請がないと動けなかったことにあり、ブルーシールドのような非営利団体による広域かつ横断的な救援活動は、非常災害時には有効に機能すると思われ、自衛隊や警察との連携や文部科学省・文化庁からの支援を得た円滑な活動が可能となる取組が求められる。

◇ 佐藤：

- ・「文化財」、「歴史資料」の内容についての所蔵者や市民と共通認識を形成し、災害時に守るべき対象であるということについての合意形成を計る。
専門家が平時において、活動の経過や成果を社会還元しつづけることが必要。
- ・前述したような、日本の地域社会における歴史資料・文化財の保存状況に即した応

急対応のあり方を検討する。

広域災害が発生すると、これまで個人宅に保管されていた多種多様な歴史資料が一挙にその姿を現す。歴史資料として「価値」があるかどうかは現場では判断できないので、少なくとも一時退避をさせておける場所は確保しておく必要がある。

そもそも、平時においてどこでも収蔵庫のスペース確保が難しいという。ということは、現状の保管スペース確保の基準（？）が、日本の地域歴史資料の保存に対応するには見合ったものではないのではないのか。

- ◇ 田中：今回のような災害の有無にかかわらず、存在を認識されながらも価値を見いだされないまま失われている文化財が多数存在する。

文化財は、それが置かれた環境の中で人々の営為とかかわりながら価値が形成されていくため、地域の歴史や人々との生活とのかかわりを総合的にとらえることで、新たな価値を見いだすことが可能であるとともに、一定のテーマに基づき、類型を横断的に捉えることで、これまで単体として評価が難しかった文化財であっても、テーマに関わる文化財の一つとして評価することも可能になる。

このようにして地域に潜在している文化財を見つけ出すことにより、それらの文化財の価値が顕在化しないまま失われてしまうことを防ぐことができる。

また、文化財が一定の関連性を伴って分かりやすく住民に示されることにより、文化財に対する理解が深まり、地域に対する誇りを高めることができ、住民による文化財保護への参加や地域の企業からの協力を得られることも期待できる。

このように、地域にある文化財を顕在化させ、地域住民や企業を巻き込んで文化財保護への取組を進めるためには、当該地域の歴史や風土を踏まえて、一定の方針のもと、長期的な視野で計画的に文化財を保存・活用していくための基本構想を策定することが有効である。

この考えは、既に平成19年の文化審議会文化財分科会企画調査会報告書で「歴史文化基本構想」として提言されているものであり、さらに、文化芸術振興基本法（平成13年法律第148号）第7条第1項の規定に基づき定められた「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第3次基本方針）」（平成23年2月8日閣議決定）において、「歴史文化基本構想による周辺環境を含めた地域の文化財の総合的な保存・活用の推進」は、重点的に取り組むべき施策として位置付けられている。

また、文化庁、国土交通省、農林水産省の共管の「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」（愛称：歴史まちづくり法）を活用することも考えられる。

- ◇ 福島：

- ・これまでの文化財概念を含み込みつつも、より範囲の広い「社会全体で遺し活用すべき資料」という概念の確立とそれに添った体制の再構築。
- ・上記と連動して、段階差を設けつつも、より多様な人材が資料の取り扱いを行う体制を構築すること。
- ・資料のデジタル化とバックアップ体制の構築に社会全体で注力すること。

◇ 真鍋：

- ・もしも将来、同様のレスキューが必要になってしまった時に参照出来るガイドライン、マニュアル作りが必要ではないだろうか。
- ・多くの文化財がその地域の風土に基づいて形成されていること、自然史資料の研究も人間の営みであるという認識に立って、文化と自然を総合する価値観を育むことによって、「文化財レスキュー」が当然のこととして受け入れられる国民的意識の醸成が求められているのではないだろうか。
- ・個々の施設における重要資料の保管、保存科学的なバックアップ、データベースを、平時から地域ごとに共有出来る仕組みづくりが必要なのではないだろうか。

討 論

山 梨 このたびのレスキュー活動では、文化財のジャンルが非常に広いものだということが認識されたかと思います。しかも、文化財と言われたときに、受け取り手によって異なった受け取り方をしていることも明らかになったかと思います。文化財レスキューとは、一体何を助けることなのか、何を助けに誰がどこに行くかということが問われてきます。このセッションでは、文化財レスキューとは何を助けるのかということ、皆さんが震災前に文化財とは何だとお考えになっていたかということと、実際にレスキュー活動を行いますと、何を救うことになったのかということを考えてみたいと思います。



皆さまのお手元に、あらかじめご登壇者にお答えいただいたアンケートがあるかと思いますが、問1が直接的に何を助けに行ったかを聞いたものです。この答えをご覧いただくと、それぞれのご専門の分野についてお答えいただいた方と、もっと包括的にお答えいただいた方がいることに気が付くわけです。

まずは、現在は京都国立博物館においでですが、当時、文化庁の美術学芸課長でいらっしゃった栗原さんに、この事業の組織名として「被災文化財等救援委員会」となっていますが、その「等」に何を含んでお考えだったのかということをお教えいただければと思います。

栗 原 この文化財レスキュー事業は文化庁主導で立ち上げたということで認識していただいていると思いますが、役所が立ち上げる事業ですので、役所仕事はどうしても時間がかかります。先ほど趣旨説明の中で、岡田さんからスタートするまでに1カ月近くかかってしまったという話がありましたが、役所の中で大臣まで含めていろいろ根回しをして、関係団体と調整してやっていると、どうしても2週間、3週間かかってしまうという事情がありました。



また、震災では人命や財産といったものがどうしても優先されますので、被災1週間後ぐらいのところで「文化財レスキューを立ち上げる」と言っただけだと、かえって反発の方が強いのではないかと。「それどころではないだろう。まず人の命が先だろう。」という批判が来ることを恐れていました。

実は、文化財レスキュー事業については、阪神・淡路大震災での経験がありましたから、大体の骨格は1週間ぐらいで出来上がっていたのです。しかし、これから説明するどこまでが対象なのか、どういった団体に参加してもらうのかなど、いろいろなことを検討して、なおかつ一番ポイントであるどのタイミングで打ち上げれば世論の反発を受けずにスムーズにスタートできるかということをお考えながら進めた結果、およそ1カ月かかってしまったということです。

ご質問のありました対象は何なのかということについては、何ら悩むことはなく最初から決めていました。役所的に言えば、文化財とは文化財保護法で言う文化財¹であ

¹ 文化財保護法で言う文化財：文化財保護法第一章第二条（文化財の定義）による。公開討論会資料P295参照

ることは間違いないのですが、それに限定することなく対象にしようとしておりました。といいますのも、実際にたくさん文化財がある場所は博物館や資料館であり、そこが津波の被害を受けていますから、これは国指定文化財だ、これは県指定文化財だなど、そのような区別をしている余裕はありません。指定であろうが未指定であろうが博物館資料に相当するものを対象とすると。また当時私は美術学芸課長でしたけれども、美術工芸品という狭い枠のものではなくて、いわゆる文化財というもの全てを対象にする。さらに、一般的に文化財保護法上の文化財にはならない公文書など、また図書館は文化庁の所管ではありませんが、当然、博物館の資料の中に図書はありますので、場合によっては図書も対象にする。それから、博物館の中には自然史系の資料もありますから、自然史関係資料、化石や標本といったものも対象にしようと考えていました。つまり、「等」というのは狭い意味の文化財ではないということで、幅広く、場合によってはアルバムや位牌など、個人の記憶に関するものまで対象にしようと考えていたのです。

こういった考え方をできるだけアピールしたつもりではいたのですが、そこはお役所仕事の悲しいところで、本来であればそういったことを各団体、各組織、あるいは被災者に説明に行けばよかったです、なかなかそこまで余裕はありませんでした。発出した文書の中で「等」の中にはいろいろ入っているということをおわせて広報したつもりだったのですが、残念ながらそれがなかなか伝わりませんでした。あるいは、県、市に下りていく段階で、そのあたりが何となく誤解されてしまった向きがあったのではないかということは、非常に残念だとは思っています。

そこには役所主導でやったことの限界がどうしてもあって、つまり担当課長としては文化財保護法以外も幅広く含むのだと言っても、役所的な感覚では「そうはいつでも役所の所掌事務というものがあるだろう」と言う人がいるのです。そんな細かいことを言っていたら、この非常災害時に動けないではないかということで、文部科学省、文化庁の中ではかなり説明したつもりではいたのですが、さすがにほかの団体、機関まで幅広く説明することはできなかったということは一つ大きな反省点だと思っています。

山 梨 福島さんは「被災した地域社会全てをレスキュー対象に」と包括的なお答えでしたが、具体的にはどんなものをお考えだったのかをお聞かせいただけますでしょうか。

福 島 全史料協という団体は、アーカイブ資料、主に紙の歴史資料、公文書等を対象とした機関と個人の方との連合組織です。



ほかの方の事前アンケートの回答を見て、質問の意図を誤ったのかと思ったのですが、私は個人的な経験をもとに素直に書きました。まず、2011年の4月初めに京都府の仕組みで府の職員として被災地の避難所支援の仕事をさせていただいたことがありました。被災地に直接関わったのはその時が最初だったのですが、その時の印象がたいへん強く残っていました。次に全史料協の一員としても文化財レスキューに参加させていただいたときには、産業や生活など社会全体の再建とはいかないけれども、次の段階への助けとして小さな作業への何らかのお力になればということが、書いた一つの意味です。

またご存じの方もいると思うのですが、3月末に被災地のご遺体の捜索や、がれきの片づけに当たっていた自衛隊や消防、警察の方に向けて、政府から個人の記憶に関わるものについては、がれき一般と一緒に処分せずに残しておくようにという指示が出てい

ます。国文研の青木さんにご一緒させていただいて、4月末から5月初めに釜石に入ったときにも、釜石の町は全部が流されているわけではなかったのですが、いろいろな意味で物がたくさん残っていた状態でしたが、現場で指示が徹底されていたのでしょうか。家の前やマンションの前に、アルバムやご位牌や日記などを固めて箱に入れて置いてあったのです。

その後、これらは市町村やNPOの手を経て、ご遺族に返された物もありますが、引き取り手が分からなかったものもあり、今いろいろな形で存在しています。今後はこれらも含めて対象とし、記憶や地域社会を振り返り、復興の手助けになることが、究極の文化財レスキューのやるべきことなのだと思います。その中で、各自の専門性をどう発揮するかという問題だと思って、書かせていただきました。

山 梨 今回、いわゆるかっこ付きの文化財から、文化財の範囲が非常に広がったということだと思います。そうすると、一体何が文化財かということ誰が判断するのかという問題があります。現場に行くと、本当にいろいろなモノがあります。専門性によって、おのおのがそれが文化財なのかどうかを判断していくことになると思うのですが、例えば、自分自身は専門が美術なので、図書や自然史系のものについて代替が利くものという考え方がよく分からない部分があるのですが、そのあたりはいかがでしょうか。

川 鍋 先の栗原さんのお話で、博物館も図書を持っているから、図書も対象にしてレスキュー事業を始められたとお聞きしたのですが、今回、文化財「等」を入れていただいたことで、まさに行政の枠を超えて、国立国会図書館が構成団体として参加できたということがあります。



私ども国立国会図書館は、実は行政機関ではなく国会に属する機関です。しかも、文化財とは分野の違う図書館ですが、今回の津波で被害のあった図書館資料を救うにはどう動いたらいいかということ、館内でもいろいろ議論し、努力していたところに、今回の文化財等レスキュー事業があるということで、それにうまく合流させていただいたという経緯があります。

今コーディネーターからお話いただいた、現場で救うもの、救わないものの区別で、図書館資料という観点での経験を申しますと、図書館の場合、代替できるものかどうかは、実際に限られた期間、人手の中で何を救うかというところで考えるポイントになります。

例えば、現場に参加した職員の話で、津波で汚れた資料の中に、現地の図書館が最近、結構高いお金をかけて購入した百科事典があり、すごく汚れてしまっていたというケースがありました。それを本当に人手をかけてきれいにして残すのか、現場での議論をおこない、それについては地元の本屋で購入した方がいい、それよりも、その図書館でしか持っていない郷土資料的なものを手をかけて救いましょうということになりました。図書の場合、文化財かどうかという判断とはイコールではないと思いますが、このような考え方で、現場でみんなで相談していたということがありました。

山 梨 自然史の方ではいかがでしょうか。

真 鍋 どんなに頑張っても、そこにあったものを100%元に戻すことはできません。そうすると、マイナスをいかにゼロに近づけるかに労力を費やすよりも、もっと新しい標本を採集したり、それを研究したりすることに時間を費やすべきではな



いかという批判がありました。文化財レスキューで出かけた方々の中には、人命優先という中でそのような批判に悩んだ方は現場にも、われわれの中にもたくさんいらっしゃると思います。

突き詰めてみると、その判断の裏側にあるものは、自然の資料であっても、人間が研究したり採集したりする営みの中で生まれてきたものは、文化財と指定されるかどうかは別として大きく変わらないのではないかということに、僕自身、気付かされました。

例えば昆虫や植物の標本は、今行けば別のものが採取できるのではないか、資料をレスキューする必要はどこまであったのかとか、自然史はなかなか重文や国宝のように指定されることがないので、その価値が分からないという素朴な質問をいただくのですが、生態系や生物多様性のようなことは保持していかなければいけないということは、皆さんは感覚的にご存じだと思うのです。

例えば、地球温暖化があって地域がどんどん変わってきてしまっているとか、原発の事故があってこのように変わってきてしまっているということを、何かが起きた後に実感することがあって、では、どれくらい変わってしまったのだろう、どんな速度で何が起こっているのだろうと理解する場合に、事件があったり何かに気が付いたりする前はどんな状態だったのかを知らなければいけないわけです。研究者は、何かが起こって何か変化があってから、それはどうなったのだろうと読み解いていくのですが、実際に地域・地方の博物館では、どんな植物や動物が昭和何年までいた、大正何年までいた、この地域にいたなど、標本を見て初めて、どこにどういう生態があったのか、外来種がこのように入ってきたのかというデータを蓄積しているから分かることがあります。全てのもものが同等に重要だとは言いませんが、そういったものがあります。

人間の営みというところでは、分かりやすい例で言うと、宮沢賢治さんの『銀河鉄道の夜』の中に、ジョバンニとカムパネルラがクルミの化石を採集するシーンがあります。宮沢さん自身が自分で化石を採集して、それが基になってストーリーができていますが、その化石に宮沢さん自身が意義を見つけています。当時、宮沢さんが東北帝国大学の早坂一郎先生²という方にそれらをお見せして、現地を案内し、それが早坂先生の論文になっているのです。陸前高田の鳥羽源蔵さんという方が間に入って早川先生の論文になり、宮沢さんの小説の中に使われたりしているのです。

鳥羽さんは、いきなり宮沢さんを早坂さんに紹介したわけではなく、その前から地域に珍しい岩石や化石があることを東北帝国大学の先生に常に情報提供していたので、仙台の先生も「鳥羽さんが言うのであれば行ってみよう」と足を運ばれる。そういう人間関係の中で実現できたことなのです。そうすると、鳥羽さん、宮沢さん、早坂先生が関わった資料は、単なる化石や動物、植物の標本ではないとお分かりいただけると思います。そういう意味で、文化財保護法の登録記念物などに指定されていなくても、われわ

² 東北帝国大学の早坂一郎先生：仙台市出身。東北大学理科大学地質学教室の第一期生で、1915（大正4）年に卒業。日本およびアジアの古生代から新生代までのさまざまな化石を研究。多くの新種を発見している。1926（大正15）年の「地学雑誌」の論文「岩手県花巻町化石胡桃に就いて」は、宮沢賢治が花巻の「イギリス海岸」から採集した標本がもとになっている。

れに共通して重要性があることを知っていただけないかと思うのです。

先の栗原さんのお話では、博物館の資料のようなものは当然入ってくるという感じがあるので、文化財等の「等」が重要だということが今日のテーマになると思いますが、さらに「博物館等」という概念を入れていただくとわかりやすくなりますし、当然、個人蔵のものも入ってくるのです。そういうものが皆さんの意識の中に定着してくるとまた変わってくるかもしれないと期待しています。

山 梨 「博物館等」のお話に出ていましたが、もともと文化庁でお始めになるときに、博物館の中に含まれる資料プラス図書ということでしたが、所蔵者が公か個人かという点でも課題があると思います。博物館のものであるということであれば、ある程度、一般にもかっこ付き文化財と認識できると思うのですが、日常的に博物館のものではないものを対象になさっている佐藤さんは、今回、文化財等救援委員会として何を助けに行かれて、実際に何を救われたかをお話いただければと思います。

佐 藤 私どもの組織は、2003年に起こった宮城県北部の連続直下型地震を契機に発足しました。国内で被災した個人所蔵の資料を最初にレスキューの対象にしたのは、阪神・淡路大震災の時の神戸の歴史資料ネットワークでしたので、そちらからのアドバイスなどを受けながら組織を立ち上げました。



私の専門は日本の江戸時代の歴史を、主に文書の史料から明らかにする研究をしています。そのような史料の大半は、現在でも地域の旧家のご子孫、あるいは江戸時代の村を引き継ぐような地域の公共団体が管理しています。個人のお宅の土蔵に行くと文書だけがあるわけではなくて、生活の道具や美術品など、いろいろなものが玉石混交という状態であります。個人の所蔵しているものは、このような災害になると、もともと行政の現場の人が全く足りていないですし、文書を扱える方が少ないものですから、後回しになってしまいます。今回の震災でのように博物館があれだけ被災していて、その博物館には文化財として価値があるという共通認識の基で所蔵される資料が何十万点と入っていますから、行政は当然そちらを優先するということになるのだらうと思います。それを行政に個人宅の史料も何とかしなさいと一方的に言うのではなくて、研究の対象として使わせていただく者として、できることを行政と協力してやるという立場で対応してきたのです。

そのような中で何が大事なものとしてレスキューするのか。もちろん、専門家として蓄積してきたいろいろな経験をもとに判断することもあるのですが、特に今回のような大量の対象が広範囲に存在するという状況の中では、大事かどうかの判断をなるべく先送りするという事が必要でした。今、何を残すのか判断するのではなくて、とにかく対応できるものについてはいったん安全な所に持っていきこうと。その価値が見いだされるのは10年後かもしれないし、100年後かもしれないけれども、物が残ってさえいれば将来的に対応する事も可能になります。今回そのようにして運び出した物の中に、明治の文豪の原稿が見つかったなどということがあります。

僕らは地元で災害前の事前調査もしてきましたから、そのことにより救出の対応できたものもあるのですが、もちろん新たに出てきたものもあります。個々の要請に応じて、とにかく遺されているものは可能な範囲で安全な所に搬出する形で対応してきました。地域の歴史資料というものは、ありふれたようなものであっても、その家の歴史や、所

在する地元の歴史を語っているという意味では、世界にそれ一つしかない歴史資料であるということでは同じように価値があると思っています。そのような立場で今も保全を続けています。

山 梨 ストーリーは、物自体を目の前にしたときには見えません。そこからひもといけば見えるものだと思うのですが、何を置いてきて何を拾うかという判断についてはどのようにお考えでしょうか。

佐 藤 基本的には、なるべく現場での判断はしません。しかしアンケートにも書きましたが、どうしても保管場所という問題が出てきてしまう。大型の民具類、今回も稲作に使う唐箕など農業の道具がかなり出てきたのですが、それらについてはあきらめざるを得ませんでした。また江戸時代の年号が書かれている箱に入っている漆器や陶器などの道具類も出てきました。こうした道具類に十分対応できる体制の構築や、今後その分野の専門家と交流していきたいとは思いますが。江戸時代という時代は、こうした道具類を使用して生活していたことの表れだと思いつつも、現場に置いてこざるを得なかったです。地元の歴史をひもとくためには物が無いといけません、その物を取っておけないというジレンマというか、非常に苦しい経験もしました。

山 梨 行政側がかっこ付き文化財と思っていたものと、研究者が文化財と考えていたものとの乖離が浮き彫りになっていましたが、今回「等」を入れていただいたことにより、かなり広い範囲のものが助けられたということがあるかと思います。

今回の文化財レスキューは動産が対象です。一方で建造物などは文化財ドクター事業³で対象としているかと思いますが、ドクターが建造物の調査に行けば動産ももちろんその場にありますが、ここが二つに分かれているのもどうかという思いもあります。レスキューのために、今、広がっている文化財の認識の中で、行くべきところは博物館、美術館、図書館、公文書館、個人宅、それ以外にどんなところが考えられるのでしょうか。

福 島 アーカイブズ、公文書館、もしくは文書館といわれる施設は、はっきり言えば全国にほとんどないのです。最初に申し上げた地域社会の問題や今後の再建など、いろいろなことを考えたときに、まず行かなければならないのは、役所や小学校の書庫です。実際に参加された方がこの会場にもいらっしゃると思いますし、佐藤さんなどはよくお分かりのことかと思えます。この課題は、阪神・淡路大震災の経験を経て、今回の震災ではますますその重要性が浮き彫りになってきました。しかし、公文書等の所管は文化庁や教育委員会ではないので、話が大変難しかったところでした。

要するに、入らせていただくまで人の縁を頼っていかないといけないことがあって、初動がすごく遅れてしまいました。場所によっては地域の貴重な資料が失われてしまっていると思います。どこに行くかという問題は大変難しいことですが、情報が集まっているという点では、まずは役所をきちんと押さえることだと思っています。

佐 藤 先ほどの学校の文書に関して、学校は教育の場としてだけではなく、今でもそうだと思うのですが、地域のイベントがいろいろと行われているので、学校日誌などには

³ 文化財ドクター派遣事業：東日本大震災被災文化財建造物復旧支援事業。公開討論会資料P296, 297および<http://db-ue.eng.hokudai.ac.jp/doctor/index.html>参照

それらのイベントのことも書いてあります。明治時代に設置された小学校には明治時代からの文書が残っていることがあります。したがって、それらは地域の歴史を知る上では非常に重要な資料だと思います。

学校の資料は、結局、どの公的な部局が対応するか問題になっているし、アーカイブの専門家の方々にも、遺憾ながらご対応いただけなかったことは十分反省していただきたいと思います。ただ、僕らがなぜ学校文書に対応できたかという、僕らと一緒に活動している方が、震災前からずっと小学校の保存文書を調査していたからです。

それから、レスキューにどういった専門性の専門家が行くかは、それぞれの案件によって変わってくると思います。重要なことは、個人の家だといろいろな種類のものが1カ所に集まっているので、文書から入るか、美術品から入るか、いろいろな場合があるという点です。道具から入る場合もあるでしょう。例えば文書と道具があって、道具だけを見て「はい、終わりました」では全体を守れません。それは僕自身の反省としても、文書があって、文書は何とか助けられても道具は対応できなかったことです。そこで、ヨコの連携をきちんと取って、ある段階からは、特に文化財ドクターである宮城の建築の先生と情報交換をしています。古い建物と古い動産はセットであることが多いので、それで対応したわけです。

それから、ボランティアの方に刀剣のサークルの方がいらっしゃいました。その方は資格を持っていて刀剣も扱えるのですが、これまた意外にも刀剣と古い歴史資料はセットで遺されていることが多かったので、これについても情報を得ることができました。

また、今回、saveMLAK⁴という現場の職員の方が作った組織の方に来ていただいたことで、僕らは文書が中心だったのですが、それ以外のものにもかなり広く対応できました。例えば、文書ではなくて、普通は使ったら捨てられてしまうような紙を入れていた紙製の器などもレスキューできました。やはりヨコの情報交換が、より広く文化財などに対応するには非常に重要ではないかと思います。

山 梨 今、MLAKのほかに役所や学校が出てきたのですが、例えば水族館や動物園などはどうなのですか。

真 鍋 動物園や水族館等の施設は、人命と同じで、動物等の生死が関わっているので、今出てきた横のネットワークがもともと大変強いのです。例えば、アクアマリンふくしまで飼育していた動物が、葛西臨海水族園に避難して来ていたのをご覧いただいた方もいらっしゃると思います。全国の水族館や動物園が協力し合って、とにかく貴重な動物の命が失われないようにしていたのです。逆に、僕らはそういうところから人命になぞらえるような形で、ネットワークの強さ、意味みたいなことを学ぶことができました。

それから、今の佐藤さんのお話の中でも、どこに行くかということについて区切ることにはなかなか難しいのです。われわれの方でも福島個人の自宅でお宅で化石をたくさん収集された方がいて、そこは海岸近くのお宅だったので全部なくなってしまいました。しかし、お友達がとにかく海岸を歩き回って捜したと伺っています。それもみんな、学会や研究会や同好会の横のつながりがあったからこそ、そういうことができたのだと思いま

⁴ saveMLAK：博物館・美術館（M）、図書館（L）、文書館（A）、公民館（K）（M+L+A+K=MLAK）の被災・救援情報サイト。<http://savemlak.jp/wiki/saveMLAK> 参照

す。

何年何月何日に誰が来て何をしているかといったことが新聞には載っていないけれども、学校や役所の日誌にはちゃんと記録されていることがたくさんあります。それは、先ほど山梨さんがおっしゃったように、ただ物があっただけではストーリーが見えてこないということに対して、そこに文献があるから、人間の営みがあるから、初めてそこに付加価値が出てくると思います。

学校日誌のようなものも救おうというときに、とにかくどこに行きましょう、そこに存在して救えるものとはとにかく保全していきましょうということは、多分チェックリストのような形でみんながしっかりと共有して、資料の安否確認や保全をすることが当たり前になるように、そろそろ準備してもいいのではないかと感じています。

山 梨 壇上にいる方々には民俗学専門の方がいないので、会場に民俗学ご専門の方がいらっしゃいましたら、ご専門の立場から、どこに行くべきかということでご挙がっている場所のほかに、こういうところもあるのではないかとのご提案を伺わせていただければと思います。どなたかおいでになりませんか。

日 高⁵ 私は民族学の博物館にいますので、今回の震災については、主に民俗資料のレスキューや応急処置に関わりました。



民俗資料はどこにあるかということについては、博物館、資料館はもちろんですが、学校施設の空き教室に置かれることも多いと思います。そのほかに、きちりとした空調環境で保管しておかなければいたんでしまうものでもないのに、公的施設の中で使わなくなった倉庫などに保管されているケースが多いのではないかと考えています。

また、多く所在している場所は、先ほどの佐藤さんのお話にもありましたように個人宅です。民俗資料は、一個一個には大きな意味はないのですが、そのお宅の中で一括してまとまっている、あるいはその地域の中で一括してまとまっているなど、群れを成すことで文化財的な価値が生じてきます。集約的に置かれている場所が想定されますが、行政の中できちりとした記録がないまま保管されているケースが多いと思います。

では、民俗資料をどうレスキューするのかというと、これは一個でも欠けたらほとんど意味がなくなってしまうので、大きさや形状、あるいは状態などにこだわらず、生活の何らかの歴史を示すものは全て民俗資料と考えてレスキューしなければ、なかなか民俗資料のレスキューを行えたとは言いきれないのではないかと考えています。

山 梨 今、民俗資料も含めて、想定される現場が博物館や役所など幾つかに分かれていることがわかりました。個人宅もそうだと思うのですが、レスキュー活動に入るのが非常に難しい場所もあるということをお話いただきました。それ以外でも、例えば行政で言いますと、美術館、博物館、図書館が所管によって分かれていて、誰が行くかというときに、それが障害となる例もあると思います。栗原さん、そのあたりはどういう方針を立てて始められましたか。

栗 原 最初から行政の縦割りの壁があることは分かり切っていました。文化庁は文化財と美術館・歴史博物館の所管はしていますが、実は法制度全般としての博物館と図書館

⁵ 日高 真吾：国立民族学博物館

を所管しているのは文部科学省ですし、公文書館になると別の省庁です。こういう縦割りがあられるわけですが、その中でも非常災害時にはそんなことも言ってられません。救援委員会を文化庁内に置かずに東文研に置いた理由の一つには、それがあったからです。役所の中に置いてしまうと、どうしても役所の縦割りの中で動けなくなってしまうので、本来であればNPOなどに置いた方がもっと動きやすかったのかもしれませんが、人やお金などの面でなかなか限界があるので、そういう意味では独立行政法人が一番動きやすいと。加えて、阪神・淡路大震災の際の経験もあるからということで、東文研にお願いしたという経緯がありました。

一方、東文研が中心になっていろいろな団体に声を掛けましたが、これは所管に関係なく、想定できるところにたくさん声を掛けました。その中では、国立公文書館のように断られたところもあるのですが、そういうところも含めて声を掛けています。自然史系については国立科学博物館と全国科学博物館協議会に声を掛けました。そのときに西日本自然史系博物館ネットワークや昆虫担当学芸員協議会などの他の団体にも全部声を掛けるべきだったと後で後悔しました。思い切って日本図書館協会に声を掛けてもよかったです。一つ想定外だったのは、実際には各被災地の教育委員会からの申請を待って動けるという体制にしてしまったので、いくらわれわれのサイドであり縦割りでなくやろうといても、実際に地元に行ったら「県の教育委員会を」となった時点で狭まってしまったことがありました。これも一つの反省点です。

それから、先ほど博物館資料と言ったのは、文化庁で説明しやすいように、博物館資料という言葉を使ったのであって、実際に文化財は博物館だけではなく、図書館にもあるし、公文書館にもあるし、民家にもあるし、観光センターなどどこにでもあるわけです。あまり「この施設」と限定をかけてしまうとかえって範囲が狭まるので、そういうことはしないようにしようということで、むしろいろいろな関係団体に参加してもらい、各団体がテリトリーとしているところに手を差し伸べてもらいました。

ですから、繰り返しになりますが、本来的にはNPOのような法人、あまり行政の縦割りにかかわらない団体を中心になって動けば、もう少し柔軟な動きができたのではないかと思います。初動の時点で国が声を掛けないとなかなか動けないところがあったと思うのですが、一方で国が声を掛けながらも、実際の活動はNPOなどが中心になって動くような体制ができれば、より柔軟な動きができたのではないかと思います。

山 梨 アンケートのお答えの中で、今、指摘された行政の縦割りを超えようという試みが既になされていたと、田中さんがご指摘されたかと思います。農林水産省といったところまでまたいだ考え方が既にあって、それを生かしていくべきではないかというご指摘だったと思うのですが、その辺をもう少しご説明いただけますか。

田 中 今、農林水産省という言葉がありました。それは歴史まちづくり法⁶の話だと思えます。大きな意味で、こんなものも使えるということで書きましたが、今回のレス

⁶ 歴史街づくり法：「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」の略称。文部科学省（文化庁）、農林水産省、国土交通省の共管で、「歴史的風致」の維持及び向上を図るために制定された法律。公開討論会資料P298、299および<http://www.bunka.go.jp/bunkazai/rekishifuchi/index.html>および<http://www.mlit.go.jp/common/000990320.pdf>参照。



キューの趣旨からは外れると思っています。

災害等が発生する前の段階の話ですが、地域の中で文化財を守るためにどうすべきかということ考えたときに、恐らく行政や専門家だけではなくて、市民の方々も含めて地元の企業等々にも参加いただきながら、文化財を守るというシステムをどうにかして構築する必要があるのではないかと考えております。

システム構築のために行政もしくは専門家がまずやるべきことは、地域にどのような文化財があるかを調査し、リスティングすることだと考えています。リスティングを行ってれば、もし何か起きたときに、当然レスキュー等に素早く入ることができます。また、リスティングをすることで、どのような文化財があるかを把握することができ、その把握した文化財を関連性でまとめることで、その地域に様々な特色があることがわかります。その特色に基づいた文化財として、こういうものがあると市民の方に示すことができる、市民の方からは「それなら類似のものでこんなものがありますよ」というお声が掛かって、またリストを充実することも可能になり、再度関連性でまとめることで新たな特色を示すことが可能かと考えます。

当然、行政だけに情報を集約することはなかなか難しいと思っています。佐藤さんのようなNPO活動をされている方が、独自でさまざまな調査をされ、その人間関係の上で文化財のリスティングをされていることもあります。文化財を守るためには行政に情報が集まるのが一番いいと思いますが、集まらないことも当然考えられますので、災害が起こる前から関係団体とどのように連携を取れるかを考えることが、まず前段としては有効だと考えています。

このような連携がうまくいけば文化の香りの高い地域を創造することができると思っています。それができた次の段階で、歴史まちづくり法という国土交通省と農林水産省と文化庁の3省庁が連携を取っている法律が活用できます。要するに、文化の香りが高いまちづくりをしましょうという法律で、具体的に申しますと、まず、伝統や文化を反映した人々の活動という無形のものがある。その無形のもので行われる建造物、要するに不動産があって、それが地域的な一定の広がりを持っている。その無形と有形が重なり合うことによって、良好な環境を形成している地域にさまざまな特典を与えることによって文化の香り高い地域ができる。そういうまちをつくりましょうという法律です。

こういうことができますと、その地域に住んでいる皆さま方の意識も高まり、何かが起こったときには地域の方々も巻き込んだレスキュー活動が可能になるのではないかと考えております。

理念的なところがかなり多いのですが、最終的にはこういった姿を目指すことも必要だと考えているところです。

山 梨 今までの議論の中で、いわゆる行政が考えていた文化財保護法の中の文化財から、さらに広範な文化財の範囲が浮かび上がってきたかと思います。先ほど佐藤さんのお話でもありましたが、恐らく文化財とは何かという判断は個々で異なり、また、今の判断がそのまま変わらないかということ、それはまた変わっていくものだと思います。やはり、文化財概念は常に変わっていくもので、それらを共有していくシステムが必要だと思います。

今の田中さんのお話もこれらのことと関係するかと思いますが、福島さんが「社会全体で残し活用すべき資料」という概念の確立と、その体制の再構築を今後の課題として挙げておられます。具体的にどういうことを考えてお書きになったか、説明していただければと思います。

福 島 栗原さんの組織設置の提案もありますが、先ほどご指摘があったような要請がなくても動ける形もそうでしょうし、佐藤さんの「共通認識を形成し、災害時に守るべき対象であるということについての合意形成を図る」「専門家が平時において、活動の経過や成果を社会還元し続けることが必要」というご指摘もそうだと思います。それから、真鍋さんが「文化財レスキュー」が当然のこととして受け入れられる国民的意識の醸成、文化と自然を統合する価値観ということを書かれていて、多分みんな同じことを言っておられるけれども、かといって、これという解がないのが実際のところだと思うのです。

視点をどこに置くかという問題があり、私も普段の仕事は都道府県のレベルの仕事なので、隔靴搔痒（かっかそうよう）と申しますか、手が届かないと思うところがすごくあります。はっきり言えば、世界的に認められるべき優品は、ある意味、自明の問題なので、それはそれで今の制度をきっちり活用して、より拡充して残していく。あとは、今日議論になっている「等」の部分や、これから「等」に含み込んでいくべきもの、そして、いずれは文化財保護法の対象にもなっていくべきものを、対象にしていくことが新しい取組になると思います。その場合、文化財という言い方自体にすこし固着したイメージがあって、僕自身は文化資源という言い方を、あまり自信もないままに使っております。

文化財というと、文化財保護法と切っても切れない体制がこの60年間でできてしまっているところがあるので、私の館も国宝や重文を持っています。どうしても文化財保護法の対象になっていると、すごく分かりやすくなってしまって、そちらに注目がいきます。しかし、それ以外のところについては、今までも何人かの方のご指摘がありました。それは地元の方にとって何が大事かという観点だろうと思うのです。

最初の方で、資料に付随するストーリーというご指摘が何人の方からありましたが、それを含み込んで、それ自体も個別の課題です。個別の場所でそれぞれ別のストーリーがあると。それは一種の社会の多様性を担保するものです。それぞれの地域社会でそれを見ていただくということしか、今のところないと思います。それを個別にたくさんつくっていけるかどうか、今までわたくしどもがやったことだろうと思っています。

栗 原 名称については、文化庁の中でも少なからず議論をしました。「文化財レスキュー」としてしまうと誤解があるのではないかという意見もあったのですが、阪神・淡路大震災のときに一度使っていますし、あまり長々しくても覚え切れません。やはり、人々に覚えてもらい、その重要性を認識してもらうためには通りがいい名前がいいだろうということで、「文化財レスキュー」とシンプルにしたという経緯があります。

また、何を救うかというのは、まさに福島さんがおっしゃったとおり、行政の縦割りや国民意識も勘案して、「ブルドーザーで撤去されてしまう前に文化財を救いましょう」という分かりやすい説明を私はしました。ブルドーザーで撤去されてしまうということは、ある意味、開発と一緒になのかもしれませんが、ブルドーザーを動かす人が、「ここ

には文化財が残っているから、ちょっと待て」と言ってくれば破壊されないわけです。

ですから、国土交通省か農林水産省か、どこかは分かりませんが、全ての人たちがそういう認識を持っていれば、わざわざブルドーザーで撤去するなど言わなくても、文化財が保全されるわけです。それから、真っ先に現地に入るのは自衛隊であり警察であり消防であるわけですから、その方々にもっと文化財の知識を持ってもらえれば、人命だけではなく、そういったことも配慮してもらえるということで、そういう意識の共有がこれから大事ではないかと思っています。

山 梨 そうしますと、今ここにいらっしゃる方よりも、さらにいろいろな方たちと何を守るべきかということを共有していかなければいけません。言うのは簡単ですが、どういうシステムになればいいというご提案はありますか。

佐 藤 システムの話は、最後の日に取っておきたいという感じがします。当然、そのことにも触れるのですが、先ほど民俗文化財という話をして、阪神・淡路大震災のときに、リカちゃん人形は対象かという話が非常に議論になったというか、三輪さん⁷がお話しになったことが印象にあります。

これから「資料」といったときに、1960年代以降に大量生産されて誰でも持っているものが、先ほど言った江戸時代や明治時代の器以上に、現場の問題としてどう考えるのか。先ほど自分が言ったことと矛盾した話になってしまいますが、加減というか、どこまでを保全の対象にするのが、今後ますます難しい問題になってくるでしょう。

今回の震災対応の事例ではないですが、あるお宅に行ったときに、古文書が3万点ぐらいある家なのですが、それと一緒に10年以上分ぐらい、1970年代の「週刊ベースボール」や「週刊少年マガジン」など現在の雑誌がありました。江戸時代のものは「古い」と分かると思うのですが、意外に現代の大量生産されているものの方が、将来もしかすると消えていくのかもしれない。

また、役所の文書の問題で、ポーンデジタルの資料保存という問題もあります。今回、和紙は津波をかぶっても墨が消えることはありませんでしたが、媒体が脆弱なものは津波一発で全部消えてしまいました。保存の対象になるものの媒体としての丈夫さが変わってきます。桁が一つ、二つ変わってしまうぐらい、膨大にあるものにこれから向き合っていく。「昭和30年」といっても、もう50年くらい前になりますから、「歴史資料」の範囲に完全に入ってきます。そのようなものにどう対応したらいいか、僕自身、何か答えがあるわけではなくて、そのことはまさにみんなで考えていかなければいけない問題だと思っています。

さらに、誰が「文化財」と決めるかです。共通認識を持ってもらう。消防や自衛隊、今回、自衛隊がいろいろまく現場での活動範囲を解釈して対応してくれましたが、共通認識をつくっていくときに、僕は研究者という立場もありますので、「それは何なのか」ということを、研究するといふとなかなか難しいのですが、説明して情報共有をしていく。

「守るべきもの」については、もちろん専門家は専門家だから大事だと思うのですが、所蔵者や地元の人の愛着ということもあります。議論の場を常につくって、専門家は専

⁷ 三輪 嘉六：九州国立博物館

門家なりの発信をするし、所蔵者や地元の方はどういう考えなのかという、常にそういう議論の場をつくって考えていく。そのように共通認識が形成されているものについては、もちろん流されてしまったものはどうしようもないのですが、今回の震災でも津波をかぶったりして被災しても、それを守るか捨てるかというところで、決定的に差が出てくると考えています。

田 中 そもそも文化財をどう考えるかという、文化財保護法の第2条で文化財の定義がされていますが、皆さんが概念的にパッと思い付くのが、国もしくは地方公共団体の指定等を受けているものです。広く取って博物館等で収蔵されているもの等、何らかの保護措置が取られているものイコール、何となく文化財と概念的に考えられていることが多いと思います。そもそも文化財保護法の第2条に定義している文化財とは何かというと、当然のことながら、未指定品も含んでの文化財保護法の第2条ですので、もっと広い概念であることが大前提にあると思っています。

その中で、文化財とは何かという話になりますと、概念から言えば、歴史上または芸術上の価値が高いもの、または、人々の生活を理解するために欠くことのできないものというのが、一応、文化財の概念に該当するのですが、その基準はどこにあるのかが、多分、問題になるのだと思います。

そういったところで一つの解というか、一つのご提案ですが、そういうことを考えることは、ある程度、行政や専門家になるかと思っています。その方々が、市民の皆さま方に分かるように、まず自分たちの地域の歴史や社会環境、または自然環境などを総合的に勘案して、その地域の特色にはどういうものがあります、その地域の特色を表したものに、どんなものがありますということを指し示したものが文化財だと思います。

先ほど、地域でリスティングすればいいという話をしましたが、地域の文化財としてこんなものがあるということを最初にリスティングした上で、市民の方にお示しする。そうすると、自分の知っている類似のものでこんなものがあるということが上がってきたら、それをまた行政や専門家の方が見て、その定義に合っているかどうかを判断して、リスティングを増やしていく。

ただ、リスティングされていないものが文化財でないのかというと、それはまた違うと思うのですが、どこかで一つの判断が必要ですので、その判断の基準としてそういうやり方があるのではないかと考えています。

ただ、そのときに気を付けないといけないのは、やはり個人の方の持ち物ですので、財産権の問題があります。指し示すためには公表が必要ですが、やはり所有者のご意向で公表はやめてください、もしくは勝手にリスティングするのはやめてくださいということもあと思いますので、そういったところは所有者とご相談の上で、ご了解を得られたものだけをリスティングして、何かあったときのために内部資料として持っておく。もしくは、自分たちは持っていないけれども、ほかのNPOなどが持っている情報を共有で



きる体制を日ごろから構築しておくことが有効なのではないかと考えます。

山 梨 今、田中さんがおっしゃったことのためにも、研究者は、割に自分の専門のところに行きがちなので、文化財とは何なのかということを開いて考えていく。しかも、文化財というものの概念が動いていくことを前提にしながら、アクティブにいろいろな方たちとお話をしながら、文化財とは何かという共有を図っていくことだと思うのです。

佐 藤⁸ 今の田中さんのご発言のリスティングは、お隣の佐藤さんの宮城県ではきちんとされてきたから、あれだけ物が救えたのです。私どもが会を立ち上げたのは震災後ですから、それまで全然やってこなかった岩手県では宮城県ほど物が救えなかったという大きな違いがあります。



ただ、リスティングをどこが主体になってするのかは、行政の任務を規定している文化財保護法の第3条に基づいて一番近くで文化財に接している市町村の文化財担当者が行うのが最も望ましいと考えています。

ただ、災害時には、市町村の担当者はどこでも被災者の対応等々に追われるのが通例ですから、なかなか現場ですぐに対応するのは難しいかもしれません。それでも、それは市町村の文化財の仕事であると思っています。私自身、以前は市町村の文化財担当をしていましたので、その経験からそれが本来の姿だと思っています。皆さんはそのあたりをどのようにお考えになっているのか、お伺いしたいと思います。

田 中 私からリスティングという話をさせていただきましたが、それはどこがやるかという話ですね。おっしゃったように、私個人的には一番身近な行政単位である市町村が主要なことを担われるのがベストだと考えております。ただ、行政に情報を流すことをちゅうちょされる方もいらっしゃいますので、そういったことを考えますと、情報が取りやすい組織が別途あって、最終的にはそちらと連携を取る形が、今後のことを考えるとよろしいのではないかと考えています。

栗 原 もう一つ限界があるのは、いわゆる文化財であれば役所でもいいのですが、自然史系になってしまうと、なかなか市町村にはその担当部署がないのです。ですから、自然史標本まで含めるとなると役所では限界がありますので、NPOなり大学なり、それに代わる公的な機関がやるべきことかと思っています。

奥 村⁹ 今のリスティングの問題は、先ほどのいわゆる文化財「等」に一体どこまでが入ってくるかということに関わるのと、保存されたものが、次にお金も人の手もかけながらずっと維持され続けるかどうかという問題が常にあります。そういう点ではものすごく行儀のいい答えですが、地域の人たちが大事だと思わない限りは残らず、そこに金も突っ込まれないということになります。



ですから、いくら市町村で頑張ろうと思っても、その地域の人がもういいと思えばそれで終わりなのです。従って、残すときには地域の人たちと基礎自治体との関係が一番大事だと思いますが、それも含めてどう残すのかが、現状として考えるときには一番大事な点ではないかと思っています。そのことは単にその文化財等だけではなくて、文化的なものを残すことが当たり前だという通念が社会的にどんなに広がっている

⁸ 佐藤 由紀男：岩手歴史民俗ネットワーク（岩手大学）

⁹ 奥村 弘：歴史資料ネットワーク（神戸大学）

かということが、実は一番頂点といわれているような文化遺産の保存にまで影響するのだと思います。

ですから、先ほど日高さんが言われた唐箕の問題などは、群として大事だというときに、社会の人にそうだと思ってもらえるかどうかで価値が決まるのです。それは、先ほど栗原さんも言われましたが、単に行政だけがやったのでは絶対にできないので、大学の人間も、そういうことに関心のある地域の方々も合わせて、どうやって力を集めていくかというところに焦点があるような気がします。

真 鍋 今回、震災後、初めて伺った所がたくさんあるのですが、そこで驚かされたのは、こんな小さな町の小さな博物館でもすごく重要なものを持っているとか、重要そうではないものを見ていたときに、実はそれは結構重要なものだったと気付かされる経験が何回もあったのです。地元でそれをご存じの方はたくさんいらっしゃるのですが、地元のものは県や国に比べると相対的にそんなにすごくないのではないかという先入観のようなものがあります。

リスティングして可視化して見えるようしないと、どこに何があって、それがポテンシャルな意味で重要なのか、誰も気が付きません。気が付かれずに埋もれているものもたくさんあります。実際にレスキューをやっているときに、動物や植物にしる化石にしる、自分の専門以外のことはなかなか分かりません。そうすると、被災した資料でラベルや台帳がなくなってしまったものに関しては、全部ボランティアというわけにはいかないのですが、その分野の専門の学会やネットワークをお願いして、そこへ来て見ていただいで同定していただいているのです。

その中で、被災地に縁のなかった研究者も、これは重要なものではないかと気が付いてくださる、知ってくださる、それを語ってくださるということが出てきます。最終的には行政はもちろん、市民なり、地域の地域住民の方が、これは重要だと気が付いて応援してくださるところにつなげて行きたいのですが、そこまでは距離があるというのは、どこの自治体でもあると思うのです。

ですから、今、この震災を契機に、被災地に限らず日本全国のどこにどんなものがあるのか、当然、公開されたくないものもあるのだけれども、そういったものを一度洗い出す。そのときには、やはり専門家でないと分からないので、学会、ネットワークなど、そういうところのご支援をいただきながら、そういったものを洗い出して行ってリストアップする。そうやって、みんなに「こんなところにこんなものがあったか」と気が付いてもらうということを最初にやらなければなりません。今、特に被災地の行政はみんな事務仕事に忙殺されて大変です。これからリスティングしろと言われても困ってしまうし、被災地ではない自治体の皆さんは、平常の事務仕事で忙しい中でリスティングしろと言われても、なかなか情熱を持ってやっていただくことはできないかもしれません。

ですから、これを機会に反省というか、学んだことのひとつとして、学者もネットワークも巻き込んで可視化作業を一つの運動のような形にしていって、それを地域や地域住民に還元する。その一つのアクションがないと、なかなか進まないと感じています。

佐 藤 私たちは平成15年の宮城県北部での連続地震の時に、どこに何があるか分からなかったことを教訓にして歴史資料のリスト化を始めました。誰がリスト化するのかとい

う問題はあって、確かに行政ができればよいですが、それを言いだしてしまうと結局なすり合いになってしまって、話が進んでいきません。先ほど真鍋さんがおっしゃったように、今日は行政の方も結構いらっしゃっていると思うのですが、やはり人手が足りない中で、特に市町村の合併の問題があって、たとえば10以上の町や村が一つの市になっていたりするので、主に考古学を専門にしている専門職員の方が一人というところでは、行政の方がやるのは現実的に無理です。

そのようなことで、われわれは、自分たちにやらせてくださいということで、勝手にやるのではなくて、行政のお墨付きをもらってリストアップをしました。また地元のどこに何があるのかという情報を一番持っているのは、地元の郷土史の方、地元の歴史を愛好される方ですから、そのような方々と情報交換をする。そのような人たちとのつながりをリストづくりを通じてつくれたことが大きくて、そういう人たちが被災者を守っているわけです。専門家が被災地に入るのに1カ月かかったということはあるのですが、その間は被災された所蔵者の方や地元の方、もちろん行政の方も被災者対応の合間を縫って対応されていたわけです。

やはり、これから新しい体制を考えるときに、「おまえがこれをやれ」ということではなくて、「僕は文献の専門家としてこういうことができます」とか、それは当然、行政や文化庁、今度、新しい体制をつくるということが「読売新聞」に大きく出ました¹⁰から、きちんとやっていただけるのだと思うのですが、文化庁の立場としてこのようなことができますとか、それらを持ち寄ってみんなで考えていく。それは「文化財とは何か」ということとも一緒だと思うのですが、そういうことが大事なのではないかと思います。

白井¹¹ 今の佐藤さんや真鍋さんのお話を踏まえて発言します。この話題の最初に田中



さんがおっしゃった文化財保護法の再評価は全くそのとおりで、そもそも文化財保護法における文化財はそういうものだと確認できたのはいいことです。しかしながら、福島さんは先ほど、「文化財＝指定文化財」であるかのごとき見方があって、だからこそ栗原さんが「文化財等」と付けたということがありと発言されました。しかし、それはもっと広いという話になって、結局、行政が一つのポイントだということは、佐藤さん、真鍋さんの話にあったとおりです。

茨城の市町村を回って感じたのは、文化財という概念に対する市町村、教育委員会、担当者の今の意識がどうなっているかということでした。「うちは指定文化財しかやりませんので」「被災したうちから持ち込まれましたが断りました」というせりふもあったのです。

この文化財概念というもの、文化財等救援委員会ができて「文化財等」と言ったことは、栗原さんには個人的に大変感謝申し上げたいと思いますが、このことをこの機会に徹底する必要があります。県教委から市町村教委の担当者に浸透させて、そこから地域住民へ発信してもらおうことが、一つの行政のシステムだろうと思います。

¹⁰ 平成25年1月5日読売新聞記事『被災文化財救出に新組織－文化庁が常設へ 震災での経験生かす』

¹¹ 白井 哲哉：茨城文化財・歴史資料・救済保全ネットワーク準備会（筑波大学）

明日は茨城県でも市町村の担当者が集まる講演会があって、茨城史料ネットも参加します。そのような、今からでもすぐにできることは、文化財概念がこういうものだということであらためてみんなに伝えることではないかと考えました。

佐藤 私どもも岩手県大槌町で、リスティングの作業を町教育委員会と一緒にやってきました。ただ、やはり地元の文化財担当者に音頭を取っていただかないと、できない部分が多いのです。地元の郷土史家を紹介していただいたり、いろいろなことをしていただいたから作業ができたのです。特に市町村の行政の方には、自分が音頭を取るのだという意識を持っていただかないと、実際には何もできないと言いたかったのです。全て行政がやれという意味ではありません。

ただ、私自身がかつて市町村の行政にいたときには、そういう意識をほとんど持っていませんでした。そこまでリスティングしなければいけないという意識を持っていなかったわけです。自分自身、今回反省した部分です。

実際に岩手でも、茨城の方がおっしゃったように文化財に関する認識はそれぞれでだいぶ違い、指定文化財のことしか考えていない文化財担当者もいらっしゃいます。特に教育長レベルの多くの方は、未指定文化財のことは全く話題にせず、頭から抜けています。その辺は何かを契機にして、そうではないのだと。市町村教育委員会、文化財担当者が音頭を取って、いろいろな方の協力を得ながらやらないといけないのだということのアピールしていくことが大事だと思います。

佐久間¹² つい2週間ほど前、お隣の国立科学博物館で、自然史系標本の文化財的価値をどう考えたらいいかというシンポジウム¹³が行われました。やはり今回の震災を契機に、もう少しそこに真剣に向き合わなければいけないのではないかという声が、自然科学分野の方でもちゃんと出てきていますので、これはポジティブな効果ではなかったかと思うのです。



リスティングの話題に絞りますが、私たちのような自然系を専門とする博物館学芸員は数が少なく、体制としては非常に脆弱です。自然系の専門館がどれだけ全国にあるかといっても知れています。私たち西日本ネットワークが広域で組まなければいけないのは、都道府県単位でネットワークが組めないから、全国で組んでいるという部分があります。

そういう意味で、地域のアマチュアたちときちんとコミュニケーションを取って、所在情報をパーソナルに把握できる人というのは、やはり地域の専門家である学芸員のような人たちが中心になるのですが、体制が脆弱です。だから、自然系の学芸員がいないところでは大学の研究者が保管していたり、アマチュア同士でそういうネットワークができていたりするのです。

都道府県のネットワークをつくるときに、自然系に関して、この人がキーパーソンだから、この人にコンタクトを取らなければ駄目というところが、今、押さえられていな

¹² 佐久間 大輔：西日本自然史系博物館ネットワーク（大阪市立自然史博物館）

¹³ 平成25年1月12日 国立科学博物館講堂にて開催された第12回日本分類学会連合 公開シンポジウム 1 「自然史標本の公的保護をめざして」。公開討論会資料P300, 301およびhttp://ujssb.org/sympo/12_sympo_2013/ 参照

いのが現状だと思います。同じように、全国レベルの動きがいざ動くときにも、今回、文化財ネットワークが始動したときに、なかなか本当に機能できる自然系の現場学芸員の博物館ネットワークへの巻き込みに至らず、一緒に動けなかった部分が最初はありました。そういう自然史系でここは押さえなければいけないというところを、各地域でも全国でも、どういう形で押さえられるかが今後のポイントだという気はします。

高 梨¹⁴ 平成23年4月26日から30日まで、石巻文化センターの作品搬出第1陣として参りました。



山梨さんが最初に話を振ってくださったときに、何を救うべきかと。私は先生方のおっしゃることはもっともだと思いますし、日常的にリストを作っておくことももちろん大事なことです。現場に行って、津波であれだけ泥だらけになってしまった場合に、われわれは何をすべきか、全美チームははっきり言って真剣に考えました。町が壊滅的な状態で、ないわけです。そうするとわれわれが救うべきものは震災以前の町の記憶で、それは何が何でも、どんなものであったとしても運び出す必要があるだろうという考えに至っておりました。

当初は石巻文化センターの搬出すべき作品リストというものがあり、もちろんそれはカタログを照合しながら、写真を撮りながら、リストアップして梱包していったわけですが、それ以外にいつ撮られたのかわれわれには判断のつかない写真やアルバム、書類がありました。それらに関してはわれわれは価値判断は一切せず、取りあえず現状維持のまま搬出することを徹底していました。つまり、特に紙の書類や写真等に関しては、うかつにいじると破損を広げる場合があり得るということで、必要以上の乾燥を防ぐための梱包をして宮城県美術館に運び込んだわけです。

ですから、実際にレスキューの現場に行った人間としては、日常的なリストづくりと管理はもちろん大事なことで、それは行政や館のレベルでしておく必要のあることです。いざ現場に行った人間はむしろ価値判断をしないということが、実は物に携わる人間のモラルではないかと一瞬考えたりもしました。この辺に関してはむしろ異論があろうかと思いますが、実際にその現場を見て、破壊された町の記憶を後から町の人が求めたときに、あった方がいいものはやはり救うべきだという結論に、私自身は個人的に至った次第です。

山 本¹⁵ 先ほど来、リスティングのお話が出ていると思うのですが、当館でも陸前高田市海と貝のミュージアムの標本をレスキューしました。実際に熊谷さん¹⁶を訪ねてお話を伺ったこともあったのですが、熊谷さんから実際に作業した内容など、いろいろお話を伺って、結局、向こうで収集データを全て出されていたそうですが、向こうの博物館自体が被災してしまって、そのデータが全て飛んでしまったと。それが、4年前に辞められた前館長が持っているしゃったリストがたまたま残っていて、今、それでデータ復旧作業をしているとお伺い



¹⁴ 高梨 光正：国立西洋美術館

¹⁵ 山本 真土：神奈川県真鶴町立遠藤貝類博物館

¹⁶ 熊谷 賢：震災当時は陸前高田市海と貝のミュージアム。現在は岩手県陸前高田市教育委員会／陸前高田市立博物館（兼務）

しました。先ほど来のリスティングの話で、例えば行政がやったリスティングを今後どこに保存していくかという問題も出てくると思うのですが、皆さんはその辺についていかがお考えですか。

福 島 既に試みられているところがあって、機関や組織同士で持ち合いをするという話がありました。それから、先ほど高梨さんの町の記憶というお話がありましたし、リスティングをどうバックアップするのかということを考えると、総務省と国立国会図書館の連携で、東日本大震災アーカイブ構築事業¹⁷という大規模なものがあり、これもどういう形で到着するのかよく分からないところがあるのですが、少しだけ関わらせていただいています。

ああいうものどこかで連携しておいて、それをどう延ばしていくかという問題は非常に難しいところがあることはよく分かっているのですが、国全体の取り組みの中にこの文化財等レスキューが入り込んでいかないと、今後続かないですし、特に神奈川県のお話でも、多分、次の震災を見据えておられると思いますので、それには対応できないと思います。私自身も京都府で仕事をしていて、今後の大規模災害対応はどうするのだろうかとすごく思いますので、そういう形の広がりが出てこないといけないと思っています。

それから、文化資源と言ったのは、一般的に思われている文化財の概念に対して、どう説得しようかといったときに出てきたことで、それは田中さんがご指摘のように、本来の文化財の概念は分かりながらもということがあります。そこだけディフェンスさせておいてください。

佐 藤 まず岩手の方へのお答えですが、私どもも宮城の活動の中で、行政の協力を得られず、結局事前の保全活動をできなかったところが幾つかありました。ですから、行政の中に活動をする理由を考える人を増やすことです。国、文化庁あたりから通達を出すだけでも、意識化してもらえと思うのですが、行政が動く仕組みを考えなければいけないと思っています。

それから、搬出の問題ですが、現場に行く選ばないというか、結局、選べないので。それはまさにおっしゃられたとおりで、とにかくジャンルを問わず一時搬出する。ただ、物によってはきちんと対応しなければいけないものがあると思うので、最低限の技術的なことを誰でもできるようにものをマニュアル化することが大事だと思います。先ほど自然史のところを出たデータの集め方も、素人がやっても学術的にも損なわないデータの集め方を作る。僕らは、古文書については撮影マニュアルや調査マニュアルを作っています。当然、地元の古文書資料の保全は専門家だけでできるようなことではないので、市民の参加を得て活動をやろうと考えています。

それから、バックアップの件です。僕らは、震災前は4カ所にリストを保管していま

¹⁷ 東日本大震災アーカイブ：東日本大震災に関する記録類を、国全体として収集・保存・公開する体制を整備し、関係する機関によってこれらを分散保存しながら、一元的にアクセスできるようにしようというもの。総務省及び国立国会図書館により、東日本大震災に関するデジタルデータを一元的に検索・活用できるポータルサイト「国立国会図書館東日本大震災アーカイブ（ひなぎく）」を平成25年3月7日に公開。<http://kn.ndl.go.jp/> 参照

した。県と、われわれと、地元と、東北歴史博物館です。ただ、今回の震災で全部被災したこともありました。石巻文化センターでは、僕らが提供した古文書の写真帳が津波で濡れて出てきました。そこで、このようなことがあるという証拠として引き取らせていただいたのですが、より広いバックアップの体制が必要です。

例えば、東日本のものは西日本で持っているとか、あるいは、僕らは今、古文書の画像を海外の研究機関に預かってもらう、具体的にはアメリカですが、アメリカだけではなくてヨーロッパ辺りにもあるといいのかもしれませんが、そのようなことも試みています。やはりバックアップは大事だと思うのです。

山 梨 このように皆さまからご指摘がありましたように、文化財というものの概念は、いわゆる文化財保護法に定められているものだけではなくて、もっと広いジャンルにわたっています。何が文化財かという議論をさらに継続して、国際的なものとの比較することも必要なのかもしれません。そういう場の積み重ねによって多くの人たちに共有されていくのだと思います。